

## 原子力規制国際アドバイザーの委嘱について

平成 31 年 1 月 23 日  
原子力規制委員会1. 趣旨

「原子力規制国際アドバイザー」は、「原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることの重要性に鑑み、国外の大学、研究機関、民間事業者等からも専門的な知識又は経験を有する者を、我が国の原子力行政に対して第三者として意見を述べる職に登用することを含め、積極的に登用すること。」との原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号の趣旨を踏まえ、海外の経験豊富な有識者に委嘱して、原子力規制委員会の組織の在り方、安全規制活動への取組の在り方等を含む原子力規制行政に係る全般的な課題について、助言を得るものである。

既に委嘱済の原子力規制国際アドバイザー 3 名（参考参照）に加えて、この度新たに、以下 2. に記載した有識者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱する。

2. 原子力規制国際アドバイザー

Mr. Philippe Jamet

仏国原子力安全局（ASN）前委員  
元 IAEA 原子力施設安全部長

（参考）既に委嘱済の原子力規制国際アドバイザー

Dr. Richard A. Meserve

米国原子力規制委員会（NRC）元委員長  
IAEA 国際原子力安全諮問グループ（INSAG）議長

Dr. Dana Drábová

チェコ原子力安全庁（SUJB）長官  
IAEA 安全基準委員会（CSS）議長

Dr. Andy Hall

英国原子力規制機関（ONR）元首席検査官  
欧州原子力安全規制者グループ（ENSREG）元議長

以上